

子育て短期支援事業の利用案内 (ショートステイ)

保護者が疾病等により、家庭において児童を養育することが一時的に困難となった場合や養育環境に課題があり、児童自身が一時的に保護者と離れることを希望する場合等に、児童養護施設等で一定期間、養育を行います。

●対象者

市内に住所を有する家庭の18歳未満の児童

●利用期間

原則として7日(6泊7日)以内

●利用施設

市が委託する児童養護施設等

●利用要件

- (1) 児童の保護者の疾病又は負傷
- (2) 育児疲れ、慢性疾患児の看病疲れ、育児不安等の身体的又は精神的事由
- (3) 出産、看病、事故、災害、失踪等家庭養育上の事由
- (4) 冠婚葬祭、転勤、出張、学校等の公的行事への参加等の社会的事由
- (5) 養育環境に課題があり、児童自身が一時的に保護者と離れることを希望する場合等



●利用料

利用料はかかりません。ただし、施設利用に必要な健康診断書の費用は原則保護者負担となります

●お問い合わせ先

伊豆市こども家庭センター(子育て支援課)

- ・家庭児童相談室 0558-72-9870
- ・母子保健スタッフ 0558-72-9850

利用を希望する方は
こども家庭センターに
ご相談ください

